建築物省エネ法

Q-1	自走式立体駐車場は省エネ対象か？確認申請（第四面）の用途は自動車車庫である。	回答	居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がない用途に供する建築物に該当するため適用除外となります。
Q-2	常温倉庫は適判の対象となるか？	回答	建築物全体が常温保存の倉庫である場合は『居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がない用途』に該当するため規制の対象外になります。ただし『常温の倉庫以外の用途』がある場合は対象建築物となる場合があるため、建築審査課もしくは確認申請書の提出先へご相談ください。
Q-3	寄宿舎は共用部を除いて計算していいのか?	回答	寄宿舎は住宅として評価をします。共用部の有無についてはどちらで計算していただいてもかまいません。
Q-4	外皮の評価結果が基準未達（等級3はクリア）であるが住宅の届出の受付はしてもらえるか？	回答	受付時に内容を確認させていただき、計画の見直しを勧める場合がありますが、基準未達をもって受付をしないということはありません。なお、所管行政庁は、届出に係る計画が省エネ基準に適合せず、省エネ性能確保のために必要があると認めるときは、計画の変更等の指示・命令を行うことが出来ます。
Q-5	共同住宅を増築する。増築部分は約500m2である。届出の対象か？また、その際は既設部分も含めて計算する必要があるのか？	回答	対象になります。既設部分を含めてBEIが1.1以下になっているとが求められます。
Q-6	省エネ適判の審査を福岡市に提出する予定であるが、適合書はどれくらいで貰えるか？	回答	法令上は受理してから14日以内ですが、判定ができない場合は審査期間を延長することがあります。まずは書類が出来た段階で受付前に打合せができれば手続きもスムーズに進むと思います。
Q-7	非住宅で対象設備がない場合（添付図書等）どのように提出すればよいか？	回答	福岡市に適判申請される場合は、様式3　備考欄に「対象設備がないため計算していません」と記載して提出（付近図、平面図等は必要）してください。設備が未定の場合も同様ですが、決定した場合には計画変更が必要です。
Q-8	全てが生産エリアとなる工場は適判の対象と思われるが計算はしなくていいのか？	回答	工場の生産エリアは一次エネルギー消費量の算定対象外となります。そのため、全てが生産エリアとなるような場合は、評価対象設備なしで提出することとなります。
Q-9	非住宅で事務所と飲食店があり、飲食店がスケルトンの場合の取り扱いはどうなるか？	回答	事務所の計算を行ってください。飲食店については様式Aを入力し、複数用途集計ツールにより一覧を提出することになります。
Q-10	省エネ届出の提出は郵送でも可能か？	回答	可能です。
Q-11	届出に委任状は必要になるか？	回答	届出の場合は必要ありません。
Q-12	確認申請上は増築となるが、別棟の新築である。省エネ法上どう取り扱うのか	回答	省エネ法では、棟単位での取扱いとなりますので別棟の新築として計画が必要です。
Q-13	届出を行った建築物が完成した場合、完了の報告が必要か。	回答	完了報告を提出する必要はありません。しかし、建築物省エネ法第21条においては、所管行政庁は報告等を求めることができるとされております。
Q-14	空調を改修する計画があるが届出は必要か。	回答	届出は不要ですが、建築物の修繕等、建築物への空調機等の設置・改修等をしようとする建築物についてエネルギー消費性能の向上を図るように努めていただく必要があります。
Q-15	届出を行った建築物が工事中止となったが手続きは必要か。	回答	取下げ届を提出してください。